

第 24 回大磯町まちづくり審議会（文書協議）

協議事項：大磯町まちづくり基本計画（素案）について

意見照会期間：令和2年4月13日～4月23日

（素案）に対する「まちづくり審議委員」からの意見まとめ一覧及び回答書

頁	項目	ご意見	対応
2	計画目標年次 計画期間	○今回の基本計画は計画年度が10年になっているが、社会状況が目まぐるしく変わる中で、計画年度を短くするか、内容を流動的にしておかないと現状に則さない物になるのではないかと懸念されている。	・総合計画との整合性。 ・社会情勢変化を踏まえ、現行15年間の計画期間を10年間に短縮した。 都市計画法の運用指針の中では、都市計画マスタープランの都市計画の目標については、「おおむね20年の都市の姿を展望」とあり、10年設定は他の市町村と比べてもかなり短期間の設定である。 ⇒柔軟に内容を見直せる要素を取り込む工夫が必要。
	策定の位置づけ 体制	○位置づけの中でまちづくり審議会と都市計画審議会の審議内容の住み分けはどのようになっているのか。	・都市計画審議会については、都市計画法に基づく法定事項だけを扱う法定審議会であり、財産権の制約をする都市計画決定が議会の議決を経ないのは、そこに議員が入っていて一定の手続きがされるためである。よって法定審議会である都市計画審議会は、議論したものを最後に首長がOKする前のチェック機関という位置づけである。 一方、まちづくり審議会は、都市計画審議会では扱えない

			領域（都市計画法以外の法律や市民参加、プロセスなど）の整合性や手続きの全般について審議し、良いかどうか最終判断する「第三者のチェック機関」としての位置づけである。上記の考えに基づいて、「まちづくり条例」の中で位置付けられ、それぞれの役割を求められている。
3	次期計画策定の視点	○「よりよく生きる」価値観へとパラダイム転換といった記述が見られます。結構インパクトのある表現との印象を受けました。ただ、この記述はこの場所のみであり、「よりよく生きる」とはということなのか、あるいは以降の記述のどれが「よりよく生きる」と関連するのか、何をすることが従来の「豊かさ」を求める価値観から、「よりよく生きる」価値観へとパラダイム転換なのかが分からないまま終わってしまっている。計画素案はこのような形で良いというのであれば問題ないが、このままであれば「いかなものか」という気がする。他にもスローガンのようなものは掲載されているが、それがいったい何を意味しているか、どこの記述が具体的な説明になっているのかわからないまま最終ページまで行ってしまっている印象がある。	・全体的に表現を見直す。また、計画の視点自体も、この冒頭のパートではなく、全体構想のパートに入れ、計画の将来像、目標や方針を説明する中で整理し、構成を整える。
28	全体構想 まちづくりの目標	○最初に「寛容さ」を大事にするコンセプトが出てくるのは個性的な計画と思います。全く異論はないですが、「寛容さ」を計画するというのは非常に難しいと思う。どちらかという「計画」は「自由度」を抑える方向にあるので、計画をはずれるものを認めるのが「寛容さ」と言えます。その一つひとつの良し悪しを峻別できるだけの眼力を市民一人ひとりが養うことの必要性を問われているような気がします。	・「寛容さ」や「新しい」を使用した表現は見直す。また、「大磯らしさ」についても、町民アンケートやワークショップで出た意見を取り入れ、「まちづくり条例」に定められている「大磯らしさを守り育てる方針」の表現をベースとして、文章を構成し直す。
31 36	将来都市構造 基本方針	○「新しい大磯らしさ」というフレーズが、途中で部分的に出てきますが、何を持って「新しいらしさ」とするのかということも考える必要がある。この言葉の裏には、昔か	

		らの？大磯のどこを取って、どこを捨てるのか、ということが問われていると思う。	
33 ～ 46	大磯らしさを守り育む方針について	○大磯らしさを守り育む方針（施策のタイトル）を、行政の組織所管別テーマから、住民の生活環境・暮らしの目線に基づいたテーマに発展させたことは、大変良いと考えます。また、内容も妥当なものと考えます。	・「大磯らしさを守り育む方針」を、まちの活性化に資するものとして、庁内及び町民の間で広く共有し、それぞれのまちづくりの取組みに繋げていく。
35	土地利用方針	○全体構想の中で土地利用方針図があるが、ハザードマップとの掛け合わせをしないと、住居系地区は「町が認定して安心して住める地区」と思っている住民が多い。町は責任を持って安全に暮らせる地区を明確に知らせて欲しい。	・土地利用方針図については、主に都市計画の用途地域をそれぞれ反映しているものであり、防災の観点としては「大磯らしさを守り育む6つの方針」のひとつとして位置づけており、その方針の中で、防災面からの取組みを行っていく。
44	良質な住宅・住環境の豊かな生活の方針	○住宅・住環境に関する事項のうち、空き家対策については、特定空き家という迷惑空き家対策を主眼とする川下対策ではなく、空き家の発生予防・事前活用を地域まちづくりと一体的に取り組む川上対策が極めて重要であります。既に多くの自治体でこうした空き家予防対策が本格化しつつあり、大磯町の特性からは、空き家の発生予防対策を公民一体で行うことを計画に加えることを提案します。	・本計画に紐づく「空家計画」を策定していく。また、コミュニティの維持発展につながるようなソフト施策の展開盛り込んでいきたい。
—	全体役割、体制、財源に対する考え方	○「まちづくり基本計画」を実行していくための「主体、公民の連携と役割分担、行政上の推進体制、あるいは財源の考え方」などの実現のための主体とプログラムが見当たりません。まちづくり基本計画は、「プラン」「実行体制」「プログラム」の3点セットを備える必要があります。	・「まちづくり基本計画」の全5章で構成 第1章：まちづくり基本計画とは / 第2章：現況と課題 第3章：全体構想 / 第4章：地域別構想 第5章：実現方策 今回の素案については、第3章の全体構想まで。次の原案で、地域別構想と実現方策を入れ込んでいく。

—	全体 まちづくりについて	○大磯町の未来のために審議会などに、彼らが進んで参加しやすい方策を考えて欲しい。	・まちづくりの政策形成の方策については、別途検討する。
—	全体 大磯地区について	○現在、同時進行で進められている「大磯駅周辺安全・安心にぎわい創出計画」も「まちづくり基本計画」の一部として、検討していくべきだと思う。 ○大磯港みなとオアシスを商業・観光の核と考えているのであれば、大磯駅から大磯港までの動線がないように思う。まち歩きの観光客が増加しているにも関わらず、国道1号や国道134号沿いの飲食店は数を減らしてきている。空き家も多く見受けられるようになり、空き地も増えている。空き地は駐車場などに再利用されたりしているが、空き家・空き地に関して、実効性のある施策が必要であると考えます。	・他の個別計画との整合性は当然図っていく。また、その方向性については、まちづくり基本計画の中で位置付けをしていく必要がある。